

○大分県人権尊重社会づくり推進条例（平成二十年大分県条例第四十九号） 新旧対照表

改正後	現行
<p>大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例</p> <p>人権は、全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。全ての人には、様々な個性をもった存在として皆同じように大切な人権を有しているものであり、これを侵害することは決して許されるものではない。</p> <p>しかしながら、今日なお、部落差別をはじめ、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在する中で、さらにこれが、情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化し、私たちの解決すべき課題となっている。</p> <p>一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民全ての願いである。</p> <p>ここに、私たち大分県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>第一章 総則</p>	<p>大分県人権尊重社会づくり推進条例</p> <p>人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人には、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているものである。</p> <p>しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。</p> <p>一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。</p> <p>ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>第一章 総則</p>

(目的)

第一条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第九号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）その他の人権尊重を目的とした法律等の理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって全ての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 人権が尊重される社会づくりの推進は、全てのの人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、全てのの人が部落差別、障がい者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、感染症の患者等に対する差別その他のあらゆる不当な差別（以下「部落差別等あらゆる不当な差別」という。）及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びに全てのの人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

第三条（略）

(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第八条 部落差別等あらゆる不当な差別の解消の取組を進めるた

(目的)

第一条 この条例は

人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべてのの人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべてのの人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべてのの人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

第三条（略）

(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第八条 差別の解消の取組を進めるた

<p>めに部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間（以下「差別をなくす運動月間」という。）を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。</p> <p>2 〵 4 （略）</p> <p>第九条・第十条 （略）</p> <p>（調査研究）</p> <p>第十一条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識及び部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。</p> <p>第十二条〵第十五条 （略）</p>	<p>めに 差別をなくす運動月間</p> <p>を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。</p> <p>2 〵 4 （略）</p> <p>第九条・第十条 （略）</p> <p>（調査研究）</p> <p>第十一条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。</p> <p>第十二条〵第十五条 （略）</p>
---	--